

個人事業税 業種の認定基準について

≪第二種事業≫

第二種事業は、主として自家労力で行う場合は、個人事業税の課税対象となりません。

「主として自家労力で行う場合」とは、事業のために費やされた総労働日数の50%を超える日数が、事業主または事業主の同居の親族（事業専従者）の労力によって行われることをいいます。

また、課税対象となる場合、税率は4%です。

第1 畜産業（農業に付随して行うものを除く。）

【定義】

畜産業とは、家きん（養鶏、養卵等鳥類に属するものを家畜すること）または家畜の繁殖、育成および畜産物の生産を目的とした事業をいいます。

【主な業種の例】

酪農家（バター、チーズ製造を含む）、肉牛・養豚農家（ハム、ベーコン、腸詰肉製造を併せて行う場合を含む）、養鶏家

第2 水産業（小規模な事業を除く。）

【定義】

水産業とは、海洋、河川、湖沼等により魚、貝または海藻類の捕獲採取、養殖およびこれらのものを加工する事業をいいます。

施設を設けないで行う魚介類の乾燥、塩蔵等の原始加工を行う場合も水産業に含まれます。

「小規模な事業」とは、総トン数10t未満の漁船により魚介類を採捕する場合や、漁具を定置して魚介類を採捕する場合（水深27m以上の場所で行うものを除く）が該当し、個人事業税の課税対象とはなりません。

釣り客を釣り場まで運送する遊漁船業は、運送業に該当します。

第3 薪炭製造業

【定義】

薪炭製造業とは、薪炭を製造し、これを販売する事業をいいます。

なお、薪炭製造業には、自己所有の原木を伐採して自ら薪炭を製造販売する場合に限らず、他から原木を仕入れて薪炭を製造販売するものを含みます。